

指定地域密着型特定施設入居者生活介護ケアハウスグリーンピース運営規程

社会福祉法人宥和

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宥和が開設する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所「ケアハウスグリーンピース」(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ケアハウスグリーンピース
- 二 所在地 埼玉県本庄市栗崎字前田105番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 9人以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善及び維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

七 栄養士 1人

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 調理員 2人以上

調理員は、献立に基づき給食を調理し、配膳を行う。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数)

第5条 施設の定員及び居室数は次のとおりとする。

一 入居定員 29人

二 居室数 30室

(一時介護室1室を含む)

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

二 機能訓練及び療養上の世話

三 入浴については、週2回のサービス提供を標準とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2	サービスの提供に要する費用	}	別紙のとおり
3	生活費		
4	光熱水費		

5 居住に要する費用(管理費)・・・32,850円(分割方式の場合)

6 その他の実費・・・個人使用の日用品及び消耗品費、医療及び薬剤費等。

7 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が一時介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 利用者の心身の状況を踏まえ、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断した場合において、利用者又は家族等に対してその必要性及び介護の内容を文書で説明した上で、その介護内容等に同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問又は照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う業務その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、ケアハウスグリーンピースの他の業務を行うことがある。

- 2 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宥和理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年 6月20日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月21日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。